

出席委員

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	太田 道雄	2番	櫻井 二子
3番	丹下 貞行	4番	川松 忠彦
5番	永井 八千代		
7番	瀧 信義	8番	石田 剛士
11番	佐藤 哲郎	12番	浅野 早苗
13番	近藤 淳司	14番	田中 倫雄
		16番	横井 彰夫
17番	小原 正広	18番	竹田 八重子
19番	八木 章嘉		

欠席委員

議席番号	氏名	議席番号	氏名
6番	杉村 由幸	9番	橋本 淳
10番	木村 均	15番	宮田 佳司

【事務局】出席者

局長	武田 一輝	主幹	大島 淳嗣
主査	山本 愛	主任	大橋 崇史
主事	上田 哲也		

【農務課】出席者

主幹	羽田野 玲	主任	本田 貴裕
----	-------	----	-------

午後1時58分開会

【事務局】

定刻前ではございますが皆様お揃いでございますので、始めさせていただきます。

議事に入る前に、4月1日付けの人事異動で、新たに農業委員会事務局に配属になった職員を紹介させていただきます。山崎事務局長が用地管理課に異動となり、新たに局長としてわたくし武田が、村井主幹が農務課に異動となり、新たに大島主幹が、また、内藤主査が保育課に異動となり、大橋主任が加わりましたので、ご報告させていただきます。

山本主査、上田主事、会計年度職員の服部とともに、今年度の事務を進めさせていただきますので、引き続きご支援いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、この後の会議については着座にて進めさせていただきたいと考えておりますので、ご了承くださいますようお願いいたします。

それでは只今から令和5年第4回稲沢市農業委員会総会を始めさせていただきます。本日の欠席委員は、杉村委員、橋本委員、木村委員、宮田委員の4名でございます。なお、総会の議長につきましては、農業委員会法第5条第3項の規定に基づき「会長は会務を総理する」となっておりますので、太田会長、議事進行をよろしくお願いいたします。

【会長】

皆さん、こんにちは。農作業が忙しくなる時期かと思いますが、御出席いただきありがとうございます。

それでは、只今から、令和5年第4回稲沢市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は15人であり、会議の成立を認めます。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりですので、報告にかえます。

これより日程に入ります。

日程第1議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は当席において、7番瀧委員、8番石田委員を指名いたします。

次に日程第2議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

総会提出議案2ページをお願い致します。

議案第17号農地法第3条の規定による許可申請について

農地法第3条第1項の規定による許可申請書を次のとおり受理したので、同条同項の規定により農業委員会の議決を求める。本日付け提出 会長名でございます。

今月は所有権移転の案件のみでございます。3ページをお願いいたします。

番号1番

申請地 地目 面積 を朗読。

贈与での所有権移転です。

受人と渡人は祖父と孫の関係にあり、申請地を贈与し、後継者へ継承するものです。

受人は現在9,571㎡の農地を経営しており、個人で年間60日、世帯では590日農業に従事しています。

番号2番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人は申請地を取得することにより、規模拡大をするものです。

受人は現在1,357㎡の農地を経営しており、個人で年間100日、世帯では400日農業に従事しています。

番号3番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人は申請地を取得することにより、規模拡大をするものです。

受人は現在6,742㎡の農地を経営しており、個人及び世帯で年間250日農業に従事しています。

番号4番

申請地 地目 面積 を朗読。

こちらにつきましては、登記地目は田ですが、現況は畑になります。

売買での所有権移転です。

受人は申請地を取得することにより、規模拡大をするものです。

受人は現在9,376㎡の農地を経営しており、個人で年間156日、世帯では300日農業に従事しています。

番号5番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人は申請地を取得することにより、規模拡大をするものです。

受人は現在18,028.91㎡の農地を経営しており、個人で年間80日、世帯では160日農業に従事しています。

番号6番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人は申請地を取得することにより、規模拡大をするものです。

受人は現在 23,685 m²の農地を経営しており、個人で年間 180 日、世帯では 690 日農業に従事しています。

番号7番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人は隣接する自己所有農地があり、効率的に農業ができるため、申請地を取得し規模拡大をするものです。

受人は現在 11,312 m²の農地を経営しており、個人で年間 250 日、世帯では 550 日農業に従事しています。

番号8番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人は、申請地を取得することにより規模拡大をするものです。

受人は現在 9,212 m²の農地を経営しており、個人で年間 150 日、世帯では 700 日農業に従事しています。

番号9番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人は、申請地を取得することにより規模拡大をするものです。

受人は現在 865 m²の農地を経営しており、個人及び世帯で年間 200 日農業に従事しています。

なお、本年4月1日から農地法の一部が改正され、下限面積が廃止されたところであります。稲沢市がこれまで定めていた下限面積である 2,000 m²以下の案件につきまして、今月はこちらの1件のみでございます。

番号10番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人は、申請地を取得することにより規模拡大をするものです。

受人は現在 2,512 m²の農地を経営しており、個人で年間 100 日、世帯では 200 日農業に従

事しています。

番号11番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人は、申請地を取得することにより規模拡大をするものです。

受人は現在10,654㎡の農地を経営しており、個人世帯で年間170日農業に従事しています。

番号12番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人は、申請地を取得することにより規模拡大をするものです。

受人は現在2,972㎡の農地を経営しており、個人で年間130日、世帯で年間380日農業に従事しています。

番号13番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人は隣接する自己所有農地があり、効率的に農業ができるため、申請地を取得し規模拡大をするものです。

受人は現在33,346㎡の農地を経営しております。また、常時従事者数は3名で、年間840日従事しており、農地を所有することのできる農地所有適格法人の要件を満たしております。

番号14番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人は、申請地を取得することにより規模拡大をするものです。

受人は現在21,661㎡の農地を経営しており、個人で年間160日、世帯で年間220日農業に従事しています。

番号15番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人は、申請地を取得することにより規模拡大をするものです。

受人は現在（飛島村、愛西市、あま市、名古屋市等に）485,151.85㎡の農地を経営してお

ります。また、常時従事者数は4名で、年間1268日従事しており、農地を所有することのできる農地所有適格法人の要件を満たしております。

番号16番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人は、申請地を取得することにより規模拡大をするものです。

受人は現在7,648㎡の農地を経営しており、個人で年間100日、世帯で年間150日農業に従事しています。

6ページの総括表をお願いします。

申請件数は合計16件、移動の土地は、田19筆9,848㎡、畑11筆3,112㎡、合計30筆12,960㎡です。

以上、番号1番から16番につきましては、お手元に配布してあります意見書のとおり、農地法第3条第2項・3項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしております。

以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。議事参与の制限により、川松委員は採決に加わることができませんので、よろしくをお願いします。

議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請については、原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(全会一致)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第3議案第18号 買受適格証明願(農地法第3条)について を議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

総会提出議案7ページをお願いいたします。

議案第18号 買受適格証明願(農地法第3条)について

買受適格証明願の申請書を次のとおり受理したので、農業委員会等に関する法律第28条第1項の規定により農業委員会の意見を求める。

本日付け提出 会長名でございます。

8ページをお願いいたします。

番号1番

申請地 地目 面積 を朗読。

申請人は、申請地を取得することにより規模拡大をするものです。

申請人は現在 21,540 m²の農地を経営しており、個人で年間 300 日、世帯では 1,200 日農業に従事しております。

こちらは競売で名古屋地方裁判所一宮支部が行うもので、入札日は、令和5年5月10日から令和5年5月17日までの期間入札です。

つづきまして、9ページをお願い致します。

証明願いは1件、田 1筆 89 m² です。

以上1件の申請につきましては、お手元に配布してあります意見書のとおり、農地法第3条第2項・第3項各号に該当しないため、許可要件を満たしており、買受適格者であると判断いたします。

以上になります。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第18号 買受適格証明願(農地法第3条)については、原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(全会一致)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第4議案第19号 農地法第4条の規定による許可申請について を議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

10ページをお願いします。

議案第19号 農地法第4条の規定による許可申請についてです。

農地法第4条第1項の規定による許可申請書を次のとおり受理したので、同条3項の規定により農業委員会の意見を求める。本日付け提出、会長名でございます。

農地区分の詳細説明は別に用意しました農地転用資料と併せてご確認をお願い致します。

11ページをお願いいたします。

番号1番

申請地 地目 面積を朗読。

こちらは店舗を建築します。農地区分は第2種農地です。

番号2番

申請地 地目 面積を朗読。

こちらは専用住宅を建築します。農地区分は第2種農地です。

12ページ総括表をお願い致します。

4条の申請件数は、2件 転用の土地 田 2筆 451㎡ 畑 1筆 359㎡ 合計
3筆 810㎡です。

以上、4条申請2件につきましては、立地基準および一般基準ともに満たしており、許可相当と判断いたします。以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第19号 農地法第4条の規定による許可申請については、原案どおり許可相当として愛知県知事に送付することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第5議案第20号 農地法第5条の規定による許可申請について を議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

13ページをお願いします。

議案第20号 農地法第5条の規定による許可申請についてです。

農地法第5条第1項の規定による許可申請書を次のとおり受理したので、同条第3項の規定により農業委員会の意見を求める。本日付け提出、会長名でございます。

続きまして14ページをお願いします。

まず所有権移転の案件です。

(番号1申請地、地目、面積朗読。)

売買による所有権移転です。

こちらは駐車場を設置し、農地区分は第2種農地です。

(番号2申請地、地目、面積朗読。)

贈与による所有権移転です。

こちらは専用住宅を建築します。農地区分は第2種農地です。

(番号3申請地、地目、面積朗読。)

売買による所有権移転です。

こちらは専用住宅を建築し、農地区分は第3種農地です。

(番号4申請地、地目、面積朗読。)

売買による所有権移転です。

こちらは駐車場・作業所を設置し、農地区分は第2種農地です。

宅地797.78㎡と一体利用します。

(番号5申請地、地目、面積朗読。)

売買による所有権移転です。

こちらは駐車場・資材置場を設置し、農地区分は第3種農地です。

(番号6申請地、地目、面積朗読。)

売買による所有権移転です。

こちらは分家住宅を建築し、農地区分は第3種農地です。

番号7番から15ページの番号11番については転用の譲受人および転用の目的が同一のため一括で説明させていただきます。

(番号7申請地、地目、面積朗読。)

(番号8申請地、地目、面積朗読。)

(番号9申請地、地目、面積朗読。)

(番号10申請地、地目、面積朗読。)

(番号11申請地、地目、面積朗読。)

売買による所有権移転です。

こちらは太陽光パネルを設置します。農地区分は番号7番が第2種農地、8番から11番については第3種農地です。

つづきまして、16ページをお願いします。

ここから権利設定の案件になります。

(番号12申請地、地目、面積朗読。)

賃借権による権利設定です。

こちらは資材置場を設置し、農地区分は第2種農地です。

(番号13申請地、地目、面積朗読。)

使用貸借権による権利設定です。

こちらは分家住宅を建築し、農地区分は第2種農地です。

(番号14申請地、地目、面積朗読。)

使用貸借権による権利設定です。

こちらは分家住宅を建築し、農地区分は第2種農地です。

(番号15申請地、地目、面積朗読。)

使用貸借権による権利設定です。

こちらは分家住宅を建築し、農地区分は第3種農地です。

(番号16申請地、地目、面積朗読。)

賃借権による権利設定です。

こちらは資材置場を設置します。農地区分は第3種農地です。

雑種地 187㎡と一体利用します。

(番号17申請地、地目、面積朗読。)

賃借権による権利設定です。

こちらは駐車場を設置します。農地区分は第3種農地です。

(番号18申請地、地目、面積朗読。)

賃借権による権利設定です。

こちらは、水道管路の耐震工事を施工するにあたっての、工事用の資材置場として転用する計画となっております。こちらの申請は、一時転用であり、一時転用期間は令和5年8月1日から令和8年3月31日までです。

農地区分は農用地ですが、一時的な利用に供するために行うものであり、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないため、許可要件を満たしております。

つづきまして、17ページの総括表をお願いいたします。

5条の申請件数は、18件 転用土地 田 5筆 3921㎡ 畑 19筆 6392㎡ 合計24筆 10313㎡です。

以上5条申請 18件につきましては、立地基準及び一般基準ともに満たしており、許可相当と判断します。以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第20号農地法第5条の規定による許可申請については、原案どおり許可相当として

愛知県知事に送付することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第6議案第21号 農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について を議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

総会提出議案18ページをお願い致します。

議案第21号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による、農用地利用集積計画の決定について

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画を次のとおり受理したので、同条第1項の規定により農業委員会の議決を求め。本日付け提出 会長名でございます。

今月は、農地の所有者と耕作者が直接利用権設定する相對の案件と、地権者、農地中間管理機構である愛知県農業振興基金及び耕作者を一括して利用権設定する案件の2種類がございます。

19ページをお願いします。

こちらは、農地の所有者と耕作者が直接利用権を設定する相對の案件になります。

申請地 を朗読。

賃借権の設定です。

貸借期間は令和5年5月11日から令和15年12月31日までです。

20ページをお願いします。

こちらは、地権者、農地中間管理機構である愛知県農業振興基金及び耕作者を一括して利用権設定する農用地利用集積計画になります。

申請地 を朗読。

賃借権の設定は21筆、使用貸借権の設定は18筆です。

貸借期間は令和5年6月1日から令和10年12月31日までが4筆、令和5年6月1日から令和15年12月31日までが35筆です。

23ページ総括表をお願い致します。

田 37筆 27,037 m² 畑 3筆 1,428 m² 合計 40筆 28,465 m²になります。

これら利用集積の案件については、農業経営基盤強化促進法 第18条 第3項の各要件を満たしているため、利用権の設定をすることに差し支えないものと判断します。以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議事参与の制限により、灌委員は採決に加わることができませんので、よろしくお願ひします。

議案第21号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定については、原案どおり決定することに、賛成の方は挙手願ひします。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第7 報告第10号 現況証明願の報告についてから日程第9 報告12号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告についてまで、一括して事務局から説明を求めます。

【事務局】

それでは24ページをお願いします。

報告第10号 現況証明願の報告についてです。

現況証明願が、次のとおり証明されましたので報告する。本日付け提出、会長名です。

25ページをお願いします。

番号1番 申請地 地目 面積

平成12年より住宅敷地として利用しておりました。

番号2番 申請地 地目 面積

平成12年より用悪水路として利用しておりました。

番号3番 申請地 地目 面積

昭和41年より借家敷地として利用しておりました。

つづきまして、26ページをお願いします。報告第11号農地法第4条及び第5条の規定による届出の報告についてです。

農地法第4条及び第5条の規定による届出について、農地法関係事務処理要領の第4の5の(6)のアの規定により、受理したことを報告する。本日付け提出、会長名です。
27ページをお願いします。

農地法第4条第1項第8号の届出です。

番号1番 申請地 地目 面積 を朗読。
住宅・車庫による転用でございます。

番号2番 申請地 地目 面積 を朗読。
共同住宅による転用でございます。

28ページの総括表をお願いいたします。
申請件数 2件 畑 3筆 1141㎡ 合計 3筆 1141㎡です。

つづきまして29ページをお願いいたします。
農地法第5条第1項第7号の届出です。
まず所有権移転案件になります。

番号1番 申請地 地目 面積
売買による所有権移転で、事務所・倉庫による転用でございます。

番号2番 申請地 地目 面積
売買による所有権移転で、分譲住宅による転用でございます。

番号3番 申請地 地目 面積
売買による所有権移転で、宅地分譲による転用でございます。

番号4番 申請地 地目 面積
売買による所有権移転で、住宅による転用でございます。

つづきまして、権利設定の案件です。
30ページをお願いします。

番号5番 申請地 地目 面積
使用貸借権の設定による共同住宅への転用でございます。

31ページ総括表をお願いします。

申請件数 5件 田 4筆 2009㎡ 畑 3筆 714㎡
合計 7筆 2723㎡です。

つづきまして、32ページをお願いいたします。

報告第12号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告についてです。

農地法第18条第6項の規定による通知があったので報告する。

本日付け提出、会長名です。

33ページをお願いします。

番号1番 申請地 地目 面積 を朗読。

埋め立てのため賃借権を解除します。

番号2番、3番及び4番は受人が同一のため一括で説明いたします。

番号2番 申請地 地目 面積 を朗読。

番号3番 申請地 地目 面積 を朗読。

番号4番 申請地 地目 面積 を朗読。

農地売却のため、賃借権を解除します。

番号5番 申請地 地目 面積 を朗読。

農地売却のため、賃借権を解除します。

番号6番と7番は受人同一のため一括で説明いたします。

番号6番 申請地 地目 面積 を朗読。

番号7番 申請地 地目 面積 を朗読。

埋め立てのため及び農地売却のため、賃借権を解除します。

番号8番 申請地 地目 面積 を朗読。

農地売却のため賃借権を解除します。

34ページの総括表をお願いします。

申請件数 8件 田 11筆 6360㎡ 合計 11筆 6360㎡です。

以上です。

【会長】

令和5年第4回稲沢市農業委員会総会議事録

令和5年4月25日 産業会館大会議室

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これで報告を終わります。以上で本日の日程は、終了しました。

長時間、ご審議ありがとうございました。その他委員の皆様から何かございますか。

これもちまして、令和5年第4回稲沢市農業委員会総会を閉会いたします。

ありがとうございました。

午後2時45分閉会

令和 年 月 日

会長

太田 道雄

7番委員

瀧 信義

8番委員

石田 剛士